

年金受取型積立預金 スローライフ

(2021年6月1日現在)

1. 商品名と概要	年金受取型積立預金 スローライフ 退職金や預金の解約金など、今までの預金をまとめていかせる年金受取型積立預金です。3ヵ月以上5年以内の据置期間経過後、年金形式でお受け取りいただきます。					
2. ご利用いただける方	満50歳以上の個人のお客さま					
3. 預金種類	エース預金 [年金型 (スーパー型)]					
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間は、原則3年以上（据置期間は含まない）となります。 ・年金受取開始日までに、積立終了日から3か月以上5年以内の据置期間が必要です。 					
5. お預け入れ方法	(1) お預け入れ方法 指定日に、口座名義人の普通預金口座からエース預金口座へ自動振替してお預け入れいただきます。 * 窓口およびATMで臨時入金（指定日付以外でのお預け入れ）が可能ですが、臨時入金のみのお取り扱いはいたしません。また、ATMで入金する場合、硬貨のお取り扱いはできません。 (2) お預け入れ金額 1回当たり1円以上 (3) お預け入れ単位 1円単位					
6. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払開始日以降、3年以上20年以内の期間にわたり、年金としてお支払いいたします。 ・お受け取りは、毎月、2か月ごと、3か月ごと、4か月ごと、6か月ごと、1年ごとから選択することができ、ご指定の口座（東海労働金庫の口座に限ります）にお振り込みいたします。 					
7. 利息	(1) 預入商品・適用金利 <ul style="list-style-type: none"> ・各預入時に、スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。 ・お預け入れ日から支払開始日までの期間が5年6か月未満の場合は、支払開始日を満期日とする以下の定期預金・利率を適用します。 <table border="1" data-bbox="574 1680 1412 2072"> <tr> <td data-bbox="574 1680 949 1825">預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満</td> <td data-bbox="949 1680 1412 1825">スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1825 949 2072">預入期間1年以上3年未満</td> <td data-bbox="949 1825 1412 2072">お預け入れ日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。</td> </tr> </table>		預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満	スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。	預入期間1年以上3年未満	お預け入れ日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。
預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満	スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。					
預入期間1年以上3年未満	お預け入れ日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。					

	<ul style="list-style-type: none"> ・支払開始日前6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。 ・スーパー定期は、お預け入れ日から5年以上5年6か月以下の間に到来する最初の「まとめ日」を満期日とします。 ・「まとめ日」において満期日の到来した預入をスーパー定期に一口にとりまとめて継続し、当該「まとめ日」におけるエース預金「スーパー型」の店頭表示金利+年0.05%を適用します。 <p>* 「上乗せ金利」は、金利情勢により変更・中止する場合があります。</p>
(2) 利払い方法	満期日が同一のスーパー定期、ワイド定期ごとに、満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	スーパー定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で預入期間が3年以上になる場合は6か月ごとの複利、1年未満になる場合は単利）またはワイド定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で1年以上3年未満の場合は1年ごとの複利）の計算方法を適用します。
8. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。</p>
9. 手数料	—————
10. 付加できる特約条項	
(1) 当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的に融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金も合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には、定期預金利率の低い方から適用されます。
11. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算します。</p> <p>(1) スーパー定期の場合</p> <p>【預入期間5年以上5年6か月未満（6か月複利計算）】</p>

中途解約日までの期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上5年6か月未満	約定利率×70%

【預入期間4年以上5年未満（6か月複利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
3年以上5年未満	約定利率×60%

【預入期間3年以上4年未満（6か月複利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1年未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×20%のいずれか低い利率
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上4年未満	約定利率×70%

【預入期間1年未満の場合（単利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×30%のいずれか低い利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%

(2) ワイド定期の場合

【預入期間1年以上3年未満（1年複利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

	<p>* ワイド定期の約定利率は、お預け入れ日から支払開始日までの期間が2年以上の場合は「2年以上」利率とし、2年未満の場合は「2年未満」利率とします。</p>
12. 預金保険制度	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>
13. 金利情報の入手方法	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。 窓口にお問い合わせください。</p>
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】 フリーダイヤル：0120-226616 (受付時間 平日 午前9時～午後6時)</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 フリーダイヤル：0120-177288 (受付時間 平日 午前9時～午後5時)</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の金利上乘せ預金との重複適用はできません。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金の利率により計算

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none">・積み立てを継続しながら残高の全部または一部を随時払い戻しすることができます。・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング、テレフォンバンキング）での、お預け入れ、払い戻しはできません。・ATMでの払い戻しはできません。
--	---

東海労働金庫